

笠松小学校整備に関連し、和賀地区交流センター及び和賀体育館を笠松小学校仮校舎の一部として使用、農村環境改善センターを和賀地区交流センターとして使用、豎川目運動場を新校舎の建設場所とするため、それら施設の関係条例・規則について必要な改廃を行おうとするもの。

1 現行施設と今後の用途

笠松小(和賀西小併設)



仮校舎へ移転

和賀体育館



笠松小仮校舎の一部

和賀地区交流センター



笠松小仮校舎の一部

農村環境改善センター



和賀地区交流センター

豎川目運動場



笠松小新校舎建設場所

2 関係する条例・規則と必要な改廃内容

北上市立学校条例（学校位置の変更）

北上市体育施設条例（和賀体育館の廃止）

北上交流センター条例（交流センター位置変更と使用料設定）

北上市農村環境改善センター条例（条例廃止）
北上市農村環境改善センター規則（規則廃止）

北上市体育施設条例（豎川目運動場の廃止）

3 施行年月日

- ・北上市立学校条例（令和2年4月1日）
- ・北上市体育施設条例 和賀体育館関係部分(令和元年11月1日)、豎川目運動場関係部分(令和2年4月1日)
- ・北上交流センター条例（令和元年11月1日）
- ・北上市農村環境改善センター条例、規則（令和元年10月1日）

4 笠松小学校仮設校舎改修事業スケジュール

現行施設名	項目	担当課	令和元年度										令和2年度	
			6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
和賀地区交流センター	仮校舎改修工事	教委総務課	→											
			設計					確認申請	工事					
	仮設校舎賃貸借	教委総務課											→	
交流センター移転	地域づくり課					☆ 条例改正			☆ 所管換 (教委総務課 へ)					
			交流センター					★	引越し (改善セン ターへ)					
笠松小学校移転	教委総務課											☆ ★	→	
												条例改正 引越し	笠松小学校	
和賀体育館	施設廃止	スポーツ推進課				☆ 条例改正		☆ ☆ 施設廃止	☆ 所管換 (教委総務課 へ)					→
														学校開放
農村環境改善センター	施設廃止	農林企画課				☆ ☆ ☆ 条例・規則 改正 施設廃止	☆ 所管換 (地域づくり 課へ)		→					
									交流センター(使用料改正)					
竪川目運動場	施設廃止	スポーツ推進課				☆ 条例改正							☆ ☆	
													施設廃止	所管換 (教委総務課 へ)
	施設解体	スポーツ推進課							→				→	
									解体設計			解体工事 (~7月)		



和賀地区交流センターを笠松小の仮校舎として使用することに伴い、和賀地区交流センターが新築されるまでの間、現在の和賀農村環境改善センターを和賀地区交流センターとして使用するため、条例を改正するもの。

1 条例の改正箇所

(1) 所在地

北上市和賀町豎川目2地割18番地2



北上市和賀町豎川目1地割1番地13

(2) 使用料

他の交流センターと比較し、建築年や部屋の広さを勘案し
料金設定した。

（裏面）

2 スケジュール案

9月 条例改正案付議（9月通常会議）

10月 指定管理協定書の変更
施設の修繕、引っ越し

11月1日施行（移転後の和賀地区交流センター開所）

3 関連法令

和賀農村環境改善センター閉館に伴い、次の法令を廃止する。

北上市農村環境改善センター条例

北上市農村環境改善センター規則

10月1日施行

4 施設状況の比較

	農村環境改善センター条例	交流センター条例
設置目的	住みよい農村の生活環境と農業経営の対策を総合的に推進するため、多目的施設として設置	市民の自主的な学習活動の推進、社会教育に関する事業の実施及び地域の主体的な地域づくり活動を支援するため設置
開館時間	午前9時から午後10時まで	同じ
休館日	月曜日 12月29日から翌年の1月3日まで	12月28日から翌年の1月4日まで

5 両施設の使用実績（平成30年度）

		農村環境改善センター	和賀地区交流センター
有料	通常	57件 5,195人	7件 241人
	2倍	なし	なし
減免	全額	289件 13,391人	659件 16,528人
	5割	15件 1,305人	なし
計		361件 19,891人	666件 16,769人
使用料		125,500円	11,200円

1-(2) 使用料

【単位：円】

和賀農村環境改善センター					新 和賀地区交流センター		現 和賀地区交流センター	
区分	午前9時 ～正午	正午～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	区分	1時間に つき	区分	1時間に つき
大集会室	3,870 @1,290	4,710 @942	6,280 @1,256	12,570 @967	多目的ホール (583.2㎡)	940	2階会議室 (142.5㎡)	410
小会議室	780 @260	1,250 @250	1,570 @314	2,510 @193	会議室 (74.628㎡)	200	3階会議室 (71.25㎡)	200
生活改善 実習室	620 @207	780 @156	1,100 @220	1,570 @121	和室A (30.51㎡)	100	和室A (24㎡)	100
老人休憩 室	620 @207	780 @156	1,150 @220	1,570 @121	和室B (30.51㎡)	100	和室B (24㎡)	100
調理実習 室	470 @157	780 @156	1,250 @250	2,040 @157	調理実習室 (25.38㎡)	200	調理実習室 (80㎡)	410
健康増進 室	780	1,250	1,570	2,510	使用不可			
展示室	470	620	780	1,570	料金設定しない			
シャワー 室	1人1回 150				使用不可			
放送装置	一式1回 3,140				使用不可			